

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	屋外広告物表示等の変更等の許可等	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、表示等の変更等の許可等をする。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)	
条 項	第14条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第14条第1項の規定による変更等の許可等で、同条例施行規則第7条の規定による変更許可等の申請があった場合、同条例施行規則別表3の基準に適合することを基準とする。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                  松山市屋外広告物条例                  第14条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。                  第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。</p> <p>松山市屋外広告物条例施行規則                  (変更許可等の申請)                  第7条 条例第14条第1項の規定により変更又は改造の許可等を受けようとする者は、屋外広告物変更許可(確認)申請書(様式第4号)正副2通に第2条各号に掲げる書類のうち変更事項を明らかにした書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。                  (軽微な変更等)                  第8条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。                  (1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装                  (2) 劇場、映画館等の常設興業場において興業内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更で、掲出物件の位置又は形状を変更することなく行うもの                  (3) 掲示板に掲出される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な変更で、当該掲示板の位置又は形状を変更することなく行うもの                  (4) 店舗、事業所等の建物の壁面に設置した広告幕を掲出する装置に掲出される当該店舗、事業所等の営業内容を表示する広告幕の短期かつ定期的な変更で、当該装置の位置又は形状を変更することなく行うもの                  (5) その他市長が適当と認めるもの                  (許可の基準)                  第9条 条例第15条第1項の規則で定める許可の基準は、別表3のとおりとする。                  別表3(第9条関係)                  第1 許可地域における許可の基準                  1 共通基準                  (1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること。                  (2) 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。                  (3) 電飾装備を有する広告物等にあつては、昼間においても美観風致を害しないものであること。                  (4) 投光器その他照明装置を使用する広告物等にあつては、漏れ光及び光の性質に関する配慮等がなされたものであること。                  (5) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。